

岡山藩重臣の儒葬墓 —岡山市大岩墓所—

亀山行雄

1 はじめに

岡山市北郊の津高地区を東に見下ろす「大岩山」⁽¹⁾の頂きに、かつてここを采地とした岡山藩中老池田家の墓所があった。1992年に山陽自動車道の建設に伴って墓石の移転が行われたが、その際に弥生土器や円筒埴輪が発見されたことから発掘調査の対象となり、地下の埋葬施設が明らかにされた⁽²⁾。墓石や墓誌の一部は山陽自動車道に隣接する下の山墓地に移設、保存されていたが⁽³⁾、大規模な靈園に改められた現在ではその所在を確認できない。

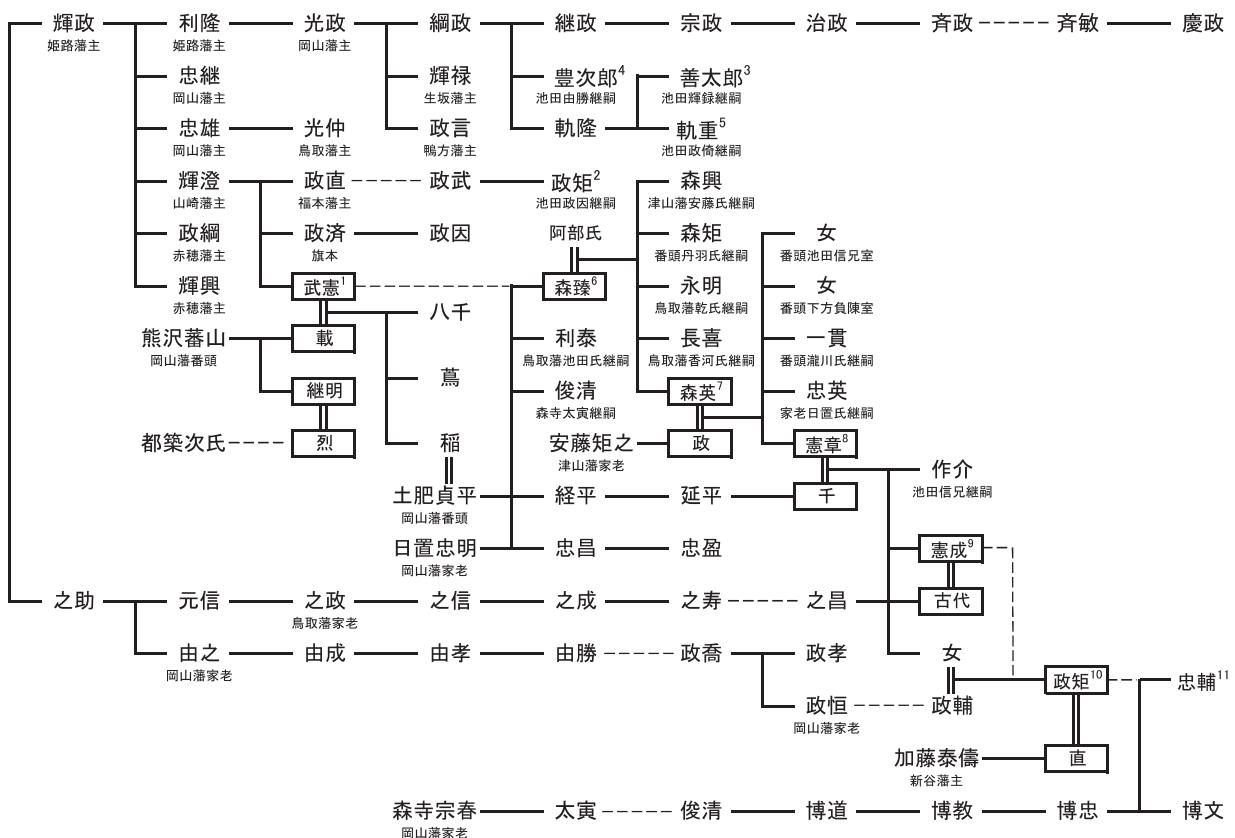
この墓所を開いた池田武憲（内膳）は、姫路藩主池田輝政と徳川家康次女良正院との間に生まれた山崎藩主池田輝澄の六男である。父輝澄の死後、従兄に当たる岡山藩主池田光政に招かれ、その嗣子綱政に番頭として仕えた。熊沢蕃山の長女載を娶り⁽⁴⁾、出頭人の津田永忠と

対立したことでも知られる⁽⁵⁾。元禄8年（1695）に嗣子なく没した後、その名跡は親族や藩主一族により継がれたものの長くは続かず、享保3年（1718）に家老日置忠明の四男森臻が養子に入つてようやく定まった。その後も家老の隅池田家や建部池田家から養子を迎えるなどして、現在まで家名を繋いでいる（第1図）。

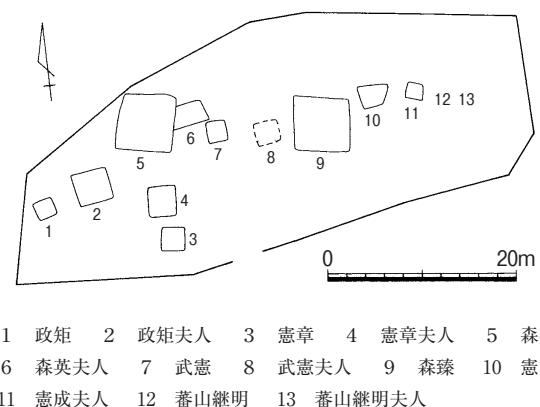
2 墓所の構造

標高58mの丘陵頂部に造営された墓所は、東西57m、南北23mの範囲を土塀で囲み、南辺の中ほどに出入口を設けていたようである（第2図）⁽⁶⁾。

中央北側に建つ初代武憲夫妻の墓石を中心として、その東に6代森臻（勘解由）と8代憲章（勘解由）夫妻の墓石、西に7代森英（志津馬）夫妻、10代政矩（勘解由）夫妻の墓石が南面して配置され、森英墓の南には9代憲成（志津馬）夫妻の墓石が東向きに置かれる。夫妻の墓



第1図 大岩池田家略系図（番号は当主、□は墓所に葬られた人物）



第2図 大岩墓所埋葬位置図 (1/800)

石は向かって左を当主、右を夫人とし⁽⁷⁾、石を組んだ低い基壇の上に並べて据えられていた(写真1)。初代を中心としたこのような墓の配置は、儒教の昭穆制に倣ったものと見られる⁽⁸⁾。ただし、10代政矩夫妻の墓石が東に配置されなかったのは、8代憲章夫妻墓の隣に初代武憲の義弟に当たる蕃山繼明夫妻の墓が設けられていたからなのかもしれない。このほか、森臻墓の北側で小児墓が発掘されており、子女が葬られた可能性もある。

3 墓石と墓誌

武憲夫妻の墓石は、いずれも円頭(円首)方柱形をした墓碑の正面を花頭形に彫りこんで戒名を、裏面に俗名と没年月日を刻んでいる。武憲の墓碑は高さ122cm、幅38cm、厚さ25cmあり、基部に作りだした柄を方形の台石(方趺)に差し込んで据えていた。

これに対し森臻以後の当主夫妻の墓石は、高さ30~33cmの台石を2段に重ね、その上に円頭方柱形の墓碑を据えていた。いずれも正面に姓名、裏面に没年月日を刻む儒式の墓碑である。墓碑は高さ121~124cm、幅37~39、厚さ25~26cm、台石を含めた総高は183~187cmを測り、当主と夫人の墓石の間に著しい差違は認められない⁽⁹⁾。蕃山繼明夫妻の墓碑もこれらと同形ではあるがやや小型で、台石も1段であった。

これらの墓石を取り除いてその下を掘削したところ、多数の墓誌が掘り出された。いずれも地表から比較的浅い位置に埋納されていたようである(写真2)。当主夫妻の墓誌は、花崗岩を方形ないし長方形に粗く加工した、断面四字形の蓋石と断面凸字形の底石からなる。森英の墓誌には四辺中央に鉄錆が認められ、蓋石と底石を鉄帶によって十字に束ねていたようだ⁽¹⁰⁾。また、森臻の墓誌は蓋石の上面中央を長方形に彫りこんで「國老池田勘



写真1 基壇の上に建つ墓石

表1 大岩墓所の墓石と墓誌

諱	称	没年	享年	墓石		墓誌		
				墓碑	台石	平面形	蓋石	底石
池田武憲	内膳	元禄8年(1695)	51	照空院殿義山裕良居士覚靈	○	—	—	—
熊澤載		延宝4年(1676)	22	普照院殿月潭妙光大姉幽儀	○	長方形	○	15字11行
池田森臻	勘解由	明和7年(1770)	75	國老池田勘解由源森臻之墓	二段	方形	27字20行	27字20行
池田森英	志津摩	天明8年(1788)	54	亞卿池田志津摩源森英之墓	二段	方形	19字13行	19字13行
安藤政		寛政12年(1790)	58	池田志津摩孺人安藤氏之墓	二段	長方形	—	15字14行
池田憲章	勘解由	享和3年(1803)	40	亞卿池田勘解由源憲章之墓	二段	方形	19字12行	19字14行
土肥千		文化6年(1809)	34	池田勘解由孺人土肥氏之墓	二段	長方形	—	13字11行
池田憲成	志津摩	文政12年(1829)	36	亞卿池田勘解由源憲成之墓	二段	方形	14字9行	14字13行
池田古代		弘化4年(1847)	50	池田志津摩孺人池田氏之墓	二段	方形	○	11字9行
池田政矩	勘解由	嘉永3年(1850)	34	亞卿池田勘解由源政矩之墓	二段	方形	—	14字14行
加藤直		弘化3年(1846)	26	池田勘解由孺人加藤氏之墓	二段	方形	○	11字10行
蕃山繼明	右七郎	貞享2年(1685)	29	蕃山右七郎繼明之墓	一段	方形	19字17行	
都築烈		貞享2年(1685)	27	蕃山繼明之妻都築氏之墓	一段	方形	○	

*○は存在を確認しているもの、—は存在を確認していないものを表す。



写真2 掘り出された墓誌（底石）

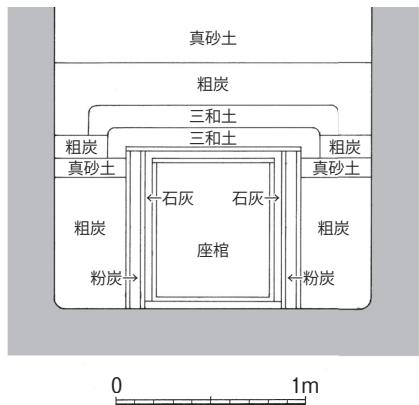
解由源森臻之墓誌」と刻んでいた。同様の意匠は他の墓誌にも見られたのかもしれないが確認できていない。

当主の墓誌は底石から蓋石にかけて⁽¹¹⁾、夫人の墓誌は底石にのみ誌文を刻んでいる⁽¹²⁾。磨かれた誌面に姓名、出自、生年月日、経歴、没年月日、葬地、子女、撰文者名を刻んだ誌文は、森臻が1032字と最長で、以下、森英が441字、憲章が434字、憲成が255字、政矩が193字と、代が下るにつれ短くなる。夫人においても、武憲夫人（熊澤載）が157字、森英夫人（安藤昌）が198字、憲章夫人（土肥千）が141字、憲成夫人（池田古代）が91字、政矩夫人（加藤直）が105字と、ほぼ同様の傾向が見て取れる⁽¹³⁾。また、1行19字の森英・憲章、1行14字の憲成・政矩、1行11字の憲成夫人・政矩夫人と、前後の世代間で墓誌の書式が踏襲された可能性がある。このほか、森臻・森英・憲章墓では蓋石の刻字、政矩墓及び森英・憲章夫人墓では底石の刻字に墨を入れていた⁽¹⁴⁾。誌文を撰した近藤篤、万波俊休、杉本弘卿はいずれも岡山藩の儒臣である。

蕃山継明夫妻の墓誌は、ともに全面を磨いた碁盤状の花崗岩を用いている。継明の誌文は306字で、『小原大丈軒文集』に載せる「蕃山右七郎継明之墓誌」⁽¹⁵⁾と比較すると、父祖の生地や享年など39字が削られている。誌面を下にして埋められたようで、夫人の墓誌は誌面の裏に「蕃山右七郎継明之妻 都築氏之墓誌」と刻む。

4 埋葬施設

発掘調査によって検出した11基の墓壙は、平面方形ないし不整方形を呈している。その規模は、当主の方が大きい森英夫妻墓（5・6号墓）、憲章夫妻墓（10・11号墓）と、夫人の方が大きい憲成夫妻墓（3・4号墓）、政矩



第3図 森英墓埋葬復元図 (1/40)

夫妻墓（1・2号墓）とがあって一定しない。これらは1~2mの間隔を保って設けられているが、森英夫妻墓に限って切りあいが認められたようだ。一辺5.8~6.0mと最大規模の墓壙を持つ森英墓と森臻墓（9号墓）は、武憲夫妻墓（7・8号墓）を挟んで対称の位置にあり、計画的に配置されようすがうかがえる。しかし、両墓を結ぶ中軸線は、墓所の長軸より北へ振れており、東西方向を指向した可能性がある。

森英墓の墓壙は地表から階段状に掘りこまれ、深さ7mにまで達していることが発掘調査により明らかとなつた⁽¹⁶⁾。約2m四方の墓壙底中央で検出された幅65cm、高さ65cm以上の座棺は、その周囲を厚さ3~5cmの石灰層⁽¹⁷⁾と厚さ10~20cmの粉炭層で二重に囲み、墓壙との間には粗炭を充填していた。石灰層と粉炭層との間には「椁」に当たる薄い板材が残存していたものの、粉炭層と粗炭層との間では見つかっていない⁽¹⁸⁾。高さ80cmを測るこの椁の上部を約90cm四方の板で封じた後、厚さ5~10cmの三和土層⁽¹⁹⁾で二重に覆っていた。その周りに見られる厚さ10数cmの真砂土層は、この作業に際して敷かれたと考えられる。これらを厚さ30cmの粗炭で覆った



写真3 棕を覆う三和土層



写真4 石灰層で囲まれた座棺

後、真砂土により墓壙上端まで埋め戻している⁽²⁰⁾（第3図）。ところで、椁を覆った三和土層の中央には真砂土が詰まった楕円形の窪みが見られたが（写真3）、粗炭で覆われていることからすると上方からの落ち込みとは考えにくい。あるいは、埋葬の過程で椁や棺の上部を損ない、そこに生じた窪みを真砂土で埋めたのかも知れない。

この森英墓とよく似た構造は政矩墓（1号墓）ないし憲成墓（3号墓）でも見られたようで、周囲を厚い石灰層で囲んだ座棺が良好に遺存していたようすが写真に記録されている（写真4）。また、森英墓の東13mにあって同規模の掘り方をもつ森臻墓は、棺を確認するには至らなかつたものの、やはりかなり深い場所から木炭の層を検出していて、同様の構造であった可能性が強い。

夫人の棺は、森英夫人墓（6号墓）が甕棺を用い、憲成夫人墓（4号墓）は「伸展葬」であったと報告されており、当主とは異なる構造をとっていたようだが、写真等の記録は残されていない。なお、移転に携わった業者からの聞き取りによると、岡山市中区の東山墓地に葬られた森臻夫人（阿部政）は銅板製墓誌とともに甕棺に納

められていたと言う。

5 副葬品

墓から出土した副葬品として、刀、短刀といった武器のほか硯や水滴、矢立などの文房具、煙管や煙管入のような喫煙具、鏡や櫛、簪、毛抜きなどの化粧道具、箸や椀といった食膳具、植木鉢のような趣味道具等が報告されている。

このうち、1号墓、5号墓、6号墓のものとされる副葬品の内訳は、整理事務所へ搬入された際に筆者が作成した記録と齟齬を生じている。また、図面や写真が掲載されているものの、出土した墓が明らかにされていないものも多い。このため、筆者の記録をもとにして、報告された副葬品を墓ごとにまとめた表を参考までに掲げておく（表2）。

この表には「池田6」のように同じ墓番号を持つものがあるが、No.20、No.23と別々の遺構番号が振られている上、副葬品の種類も重複することから、異なる墓と考えられる。また、森英墓（5号墓）の調査時に撮影された副葬品の写真から判断すると、No.24がこれに該当するようだ。このほか、簪を副葬するNo.21、No.23は夫人墓（2号墓、4号墓、6号墓）の可能性がある。

6 結語

岡山藩では、藩主池田光政が儒式の和意谷墓所を造営し、儒臣熊沢蕃山も『葬祭辨論』を著して儒葬を奨励した。しかし、光政の嗣子綱政は菩提寺として曹源寺を建立し、その裏山に仏式の正覚谷墓所を開く。大岩墓所においても、綱政に仕えた初代武憲夫妻の墓石は戒名を刻んだ仏式が採用されている。大岩墓所の墓石が儒式に改

表2 大岩墓所の副葬品一覧

	刀	短刀	小柄	笄	硯	矢立	水滴	鏡	櫛	簪	毛抜	鍼	ヘラ	煙管	煙草入	袋物	扇子	箸	植木鉢	銅錢	棺金具
No.20（池田6）					72図 M24								72図 W3・4	69図 M9	図版 10	図版 8	図版 8	72図 M23			
No.21（池田5）		70図 M18								72図 M21		72図									
No.23（池田6）		70図 M17						69図 M8		72図 M22	○			○	○			○		○	
No.24（池田1）	70図 M12・13		67図 M4	67図 M3		72図 M19		67図 M2			○		67図 M5・6				○		図版 10		
（池田1）					68図 8		68図 7	67図 M1	67図 W1		72図 M26			○		図版 10		図版 9	68図 5・6		
（池田4）	70図 M15・16																図版 9			72図 M27	

* 遺物番号・図版番号は発掘調査報告書による。

められたのは、明和7年（1770）に没した森臻以後のことである。森臻の葬儀を執り行つた森英は、翌年に祠堂を建立し祭儀を儒礼に改めたことがその墓誌に記されており⁽²¹⁾、墓所の整備もその一環として行われた可能性が高い。そこには、徳川家康の曾孫に当たる「祖父」武憲⁽²²⁾や家老家から入つて藩政に携わつた父森臻を顕彰するとともに、藩儒熊沢蕃山と繋がる家系を誇る意図があったのかもしれない。森英の始めた儒葬はその後の規範とされ、当主没後に出来た夫人たち⁽²³⁾も朱熹の『家礼』に則つて葬られたようである。

これまで述べてきたように、大岩墓所は岡山藩における儒葬墓の埋葬施設が発掘調査によって確かめられた初めての例であった。しかし、その調査成果をまとめた報告書には不備が多く、本稿はその内容を補足、訂正することを企図したが、保管されているはずの調査記録を見当たらず⁽²⁴⁾、筆者の知るところを記すに留まった。後日、改めて検討したい。

註

- (1) 「大岩山」の名は森臻の墓誌にはじめて見える。
- (2) 発掘調査の対象とされたのは森英墓のみで、政矩夫妻、憲成夫妻の墓は重機掘削により副葬品を収集したようである。
二宮治夫1998「大岩遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』128 岡山県教育委員会
- (3) 龜山行雄2019「岡山藩の重臣が眠る場所－大岩墓所－」『所報吉備』66 岡山県古代吉備文化財センター
- (4) この時、熊澤蕃山はすでに致仕しており、その跡を継いだ政倫（藩主光政の三男、後の生坂藩主輝録）の養妹として武憲に嫁いだという。
井上通泰1902「蕃山考」21頁（正宗敦夫1978『増訂蕃山全集 第6冊』名著出版所収）
- (5) 柴田一1990『岡山藩郡代津田永忠 下』山陽新聞社、201頁
- (6) 註2文献第63図による。ただし、ここに図示された8号墓は森臻墓（9号墓）、9号墓は憲章墓（10号墓）、10号墓は憲章夫人墓（11号墓）の誤りである。武憲夫人墓（8号墓）は図示されていないが、土壙墓1を切る「池田家墳墓」がそれに当たるようで、武憲墓（7号墓）の東2～3mに位置する。
- (7) 池田光政墓（和意谷墓所）や光政に仕えた家老伊木忠貞墓、日置忠治墓などと共に通する配置で、「儒式あるいは大陸式」と評価されている。

乗岡実2018「中四国の大名墓の展開」『第10回大名墓研究会当日資料』大名墓研究会、48頁

- (8) 註7文献47頁
- (9) 朱熹の『家礼』には、墓碑について「高四尺趺高尺許－中略－石須闊尺以上其厚居三之二」とあり、当主夫妻の墓石はこれを曲尺で換算した値と概ね一致する。
細谷恵志2014『朱子家礼』明徳出版社、288頁
吾妻重二「日本における『家礼』式儒墓について」10頁
- (10) 朱熹の『家礼』に「以二石字面相向而以鐵束束之」とある。
註9細谷文献249頁
- (11) 憲章の墓誌は蓋石から誌文が始まる。また、政矩の墓誌は底石にのみ誌文を刻む。
- (12) 武憲夫人と政矩夫人の墓誌は、それぞれ蓋石の誌面に「池田武憲妻熊澤氏之墓誌」、「池田勘解由孺人加藤氏之墓誌」と刻む。
- (13) 北脇義友2018「岡山藩における墓誌について」『近世大名墓制の基礎的研究』雄山閣、296頁
- (14) 5代藩主治政の墓誌について「御墓誌銘千百四十五文字彫立黒漆入」とある。
註13文献289頁
- (15) 註4文献49・50頁
- (16) 朱熹の『家礼』に「宜狭而深狭則不崩損深則盜難近也」とある。
註9細谷文献246頁
- (17) 註2文献では「漆喰」と報告されている。
- (18) 三和土が粉炭層上端を包むように覆つておらず、粉炭層を仕切る檜の外板が存在した可能性が高い。
- (19) 註2文献では「粘土」と報告されているが、地山の赤土に石灰等を混ぜた三和土と思われる。
- (20) 松原典明によって埋葬の手順が復元されている。
松原典明2012「近世大名家墓所の地下構造と喪禮実践の歴史的脈絡」『近世大名葬制の考古学的研究』雄山閣、114頁
- (21) 誌文に「明和辛卯建立祠堂改浮屠之禮八月朔日置 主祠堂自是時祭忌日之薦朔望俗節之儀略從儒禮」とある。
- (22) 森英の覚書に「祖父内膳武憲」とある。
註4文献21頁
- (23) 森英夫人は「俊操院」、憲章夫人は「負操院」の法諡を授かったことが墓誌に見える。
- (24) 調査時の写真は保管されているものの、筆者が提供した墓誌の実測図を含む調査図面の所在は確認できなかった。

安藤 政

池田志津摩孺人安藤氏墓誌

孺人諱政幼名照作州津山人也父諱矩之稱馴負津山侯老臣本姓山田氏主膳次子出冒安藤氏以其長女配之以寛保癸亥六月十六日生孺人寶曆戊子來為備前中老池田志津摩君之配孺人性資幽閑善盡三從之道子男三人長勘治天次憲章承家系次忠英續國老日置氏次一貫續騎將瀧川氏女三人長適騎將下方負陳次適騎將

池田信兄次早亡志津摩君沒後孺人法謚稱俊操院寛政庚申七月十一日以疾卒享年五十八葬于津高郡大岩之山先塋之傍

加藤 直

君諱直豫州新谷侯加藤長門守泰傳庶女文政四年辛巳十月二十一日生江戸之邸後歸其藩新谷府天保七年丙申四月十四日嫁備藩

亞卿池田勘解由君弘化三年丙午五月二十八日卒享年二十有六葬池田氏采地

津高郡大岩山先塋側生一男二女而男夭

土肥 千

池田勘解由君孺人土肥氏墓誌
中老池田君諱憲章之孺人法

謚負操院土肥氏諱千者騎士

將延平之女也以安永丙申十

月三日生以寛政壬子正月十

六日嫁文化己巳年三十四以

十月十三日卒祔葬於本州津

高郡大岩山之先塋天資貞靜

閨門有法四男一女長憲成承

家次作介為池田信兄義子次

英三天季武四郎女未嫁

君諱古代因藩家老池田日

池田 古代

向之昌庶女寛政六年甲寅六月二十六日生文化十四

年丁丑二月十五日嫁本藩

中老池田志津摩君弘化四

年丁未十二月八日卒享年

五十有四年池田氏采地津

高郡大岩山先塋側

杉本弘卿謹撰

稱蕃山母佐久間氏其無恙明暦三年丁酉二月四日生於備前和氣郡蕃山村寬文九年己酉羽林君召出賜年給三百俵月俸二十人相繼奉仕拾遺君加賜二百俵天和三年癸亥為兒小生頭貞享二年乙丑七月十六日終于岡山葬于津高郡大岩村嘗娶松平日州太守之老臣都築太郎左衛門次氏之養女先終生長女由宇男龜太郎先天女鶴無恙

参考

蕃山右七郎繼明之墓誌

蕃山右七郎諱繼明小名三太郎曾祖考野尻九

兵衛諱重政尾州之產也初事平信長公致仕號

道跡七十三歲而終曾祖妣伊庭氏祖考野尻藤

兵衛諱一利播州高野郡稗村產也歷仕加藤左

典厩山崎甲州刺史山口匠作後致仕號一丁九

十一歲而終祖妣熊澤氏父息游軒諱伯繼京師

之產也繼外祖父熊澤半右衛門諱守久之家緒

故稱熊澤二郎八又改助右衛門以仕于備前國

侯羽林君為士將食祿三千石後讓祿於羽林君

之庶子八之丞而致仕及立外祖父熊澤氏之後

以奉祀自以采邑名為氏稱蕃山母佐久間氏其

無恙明暦三年丁酉二月四日生於備前和氣郡

蕃山村寬文九年己酉羽林君召出賜年給三百

俵月俸二十人相繼奉仕拾遺君加賜二百俵天

和三年癸亥為兒小生頭貞享二年乙丑七月十

六日終于岡山享年二十九葬于津高郡大岩村

嘗娶松平日州太守之老臣都築太郎左衛門次

氏之養女先終生長女由宇男龜太郎先天季女

石後讓祿於

羽林君之庶子八之丞而致仕

及立外祖父熊澤氏之後以奉祀自以采邑為氏

鶴無恙

三世其間恩例賞賜不遑枚舉 君娶於津山侯

大夫安藤矩之女有四男三女男其一先天其二
家女其一嫁下方負陳其二嫁池田信兄其三先

天 爰章克其家其三出續日置氏家先卒其四猶在

夫安藤氏家其二森矩出續丹羽氏之家妹嫁作

大夫安藤次保 君爲人明敏純實篤好聖學深

尊古道右文左武斃而後已勘解由君命休記

君之生卒與履歷知愛之深義不可辭遂爲誌云

万波俊休謹識

池田憲成

故中老池田君就卿墓誌銘

池田君諱憲成字就卿稱志津摩幼

名久之介

國清相公之季子為大雲公諱輝澄

是君之五世祖也高祖諱武憲曾祖

諱森臻祖諱森英考諱憲章妣土肥

氏君寛政甲寅十一月望生享和癸

亥承家緒準番頭食祿如故文化戊

辰為番頭壬申祇役江戸癸酉帰丙

子使京丁丑三月賜絹二匹勞使京

也文政辛巳為中老己酉祇役江戸

與聞政事内戊帰己丑二月三日卒

年三十六葬大岩山先塋之墓左配

甲申九月三日生天明三年命爲太祝六年考以

病致事君襲祿爲騎將七年祇役江戸明年春自

江戸至寛政二年使江戸拌鶴賜也八年與聞國

政兼總裁出納之事蓋特旨也冬之江戸至之日

君見擢爲亞卿攝職如故明年從 公歸十一年

之江戸六月 東朝有浚川之役徵庸徒於我 公命君董其役

敬以恭 信而孚 非外鑠 德之符

役畢

大君賞其功賜葵章時衣五外套一與白金五十
枚十二年夏至自江戸其明免攝職享和三年六

月二十九日以病卒享年四十葬于大巖山之先

塋君性資溫厚頗有志千學行陣帥師之法至射

御劍槍之技莫本學焉尤長于兵學配土肥氏有

四男一女長憲成承家次作介為池田信兄義子

次英三天次武四郎

天奪年 命也夫 帚窀穸 與化俱

池田政矩

君姓池田諱政矩小字鱗之進父池

田政輔母祖父憲章女君以文化十

有四年丁巳正月二十有九日誕文

政十有二年己丑三月十有三日父

憲成告官以為義子五月四日賜秩

四千石以故而為番頭格十有三年

正月十有一日為番頭上席改稱勘

解由天保十有一年庚子正月十有

四日為中老嘉永三年庚戌六月十

有五日卒享年三十有四葬津高郡

大岩山先塋次室豫州新谷俟加藤

泰儔女生一男二女先卒而男亦夭

初君疾病告官以池田博忠次子森

寺忠輔為嗣今襲其家緒云

熊澤 輽

池田武憲之妻熊澤氏之墓誌

熊澤氏名載父熊澤助右衛門伯繼安

夫部氏明暦元乙未年十二月二十四

日生於備前國和氣郡蕃山縣十五歲

適池田三郎左衛門武憲延寶四丙辰

年六月二十一日卒同國御野郡岡山

府葬於同國津高郡大岩縣亥子方山

頂三本松山寅方去大岩縣百十間餘

去三本松山九十間許有五女第一女

名從天死第二女名八千第三女名鹿

第四女名長第五女名通

池田森臻

故公族大夫觀海老君墓誌銘

君諱森臻稱勘解由初諱俊明稱久之介觀海浮屠氏之所謚也 國清公第四男曰石見侯兼拾遺松平輝澄是爲君先石見侯第六男諱武憲幼稱萬之後稱池田三郎左衛門又稱兵庫又稱內膳 芳烈公以其爲庶孽而處家召爲臣食祿一千石爲騎將授加食一千石累進爲大夫又加食祿二千石與前所食祿爲四千石以正保三年生以元祿八年卒娶熊澤氏唯生五女無男嗣其家者 曹源公命曰宗之子口使嗣其家者有四其一曰內膳諱政矩其二曰善太郎諱某其三曰長千代諱某其四曰龜次郎諱軌重俱初嗣其家更出嗣其同宗之無子者是以內膳君之家中絕故 空山公憂之以享保三年戊戌正月十一日以君繼之食祿三千石爲騎將以君班在於諸騎將首改稱三郎左衛門君實 藩大夫日置忠明之四男也以嗣內膳君之家改爲池田氏母爲岩直氏忠明之妾也以元祿九年丙子七月五日生於岡山享保十四年己酉七月十六日 命爲亞卿改賜勘解由之稱出入乘輿元文二年丁巳十一月二十五日 命爲大夫班後於世爲大之者加食祿一千石免聞政四年己未十月十九日 命聞政二十四日別食一千石以供職事之費五年庚申三月十六日 公命依內膳君故事賜以銃獮會獸於大岩都邑寬保二年壬戌閏東大水決堤諸渠爲之壅塞 懸官命 藩與浚之 公以君總董之役是以有上州川俟之役功成 懸官賜衣及白銀 公賜刀寬延元年戊辰朝鮮聘

池田森英

亞卿池田志津摩源森英君之墓誌

公遣使者問病侍醫賜藥 今公亦遣使者問病及卒賜贈君歷仕於藩二世致仕至子 今公猶無恙其間恩例賞賜不遑枚舉君娶福山侯大夫阿部氏義之女先君卒生一男一女女名竹早天男名森英稱志津摩克其家食祿四千石妾生六男四女男其一名某早夭其二名長喜出嗣因藩侯臣乾氏少死其三名某早夭其四名永明亦出嗣因藩侯臣香河氏其五名森興其六名森矩女其一未名而夭其二名喜野未嫁卒其三名梶其四名釣配中村正徑君爲人明敏過絕人故能練達官事方物出謀發慮夙夜匪懈愛好人物喜下士爲故舊賙窮卹匱恩義篤志津摩君石誌其墓命篤記君之生卒與在職所謀及志行履歷梗既係以銘篤也辱愛於君不爲不深雖以篤之不敏不得固締遂爲誌及銘銘曰 君族出類其所以興君克勤事 近藤篤謹誌

君諱森英稱志津摩源森英君之墓誌
月八日生于本府 父勘解由森臻母福山侯大
夫阿部正義之女也寬保壬戌初奉謁
空山公寶曆乙亥續家緒食祿四千石首於騎將
同年卒九月三日
壽國公命賜志津摩之稱九年己卯爲亞卿與聞
國政出入乘輿明和庚寅九月廿一日
今公聚於姪路侯御將之際周旋其事明和辛卯
建立祠堂改浮屠之禮八月朔日置 主祠堂自
是時祭忌日之薦朔望俗節之儀略從儒禮安永
乙未十一月朔日男憲章初奉謁今
公天明丙午三月九日致仕男憲章續家緒食祿
四千石首於騎將命賜勘解由之稱八年戊申六
月十三日以病卒年五十四葬大巖山先塋之側
上卿及公族大夫大學從焉特見 大君子黒書院五年己亥八月十
三日 復命勞君勤勞職事右年致仕而老班後於世爲大夫者之老
者明和七年庚寅三月九日以病卒享年七十有五葬于其邑大岩山
先塋側君在職之日奉 命爲役於東都凡八當君之疾病也 空山
君在職之日奉 命祇役東都凡四歷仕 藩